

## 別 紙

## 【水道事業】

水道料金の統一についての合併協定事項

1. 上水道及び簡易水道料金については、合併協議において

- ①料金体系は、口径別基本料金及び従量料金とする。
- ②料金は、合併後 6 年間で段階的に料金改定を行い、合併 7 年目（平成 26 年 4 月 1 日）に料金を統一する。
- ③段階的な料金改定にあたっては、旧市町村の実情に併せて行う。ことで合意しているところです。

2. 料金統一に向けての考え方

料金改定にあたっては、旧市町村の現行料金体系（口径別、用途別）、設定金額（1,000 円～2,000 円）（別添 資料No.6 P1～2）が異なることを踏まえ、今後、整備計画と財政計画との整合性を図り、適正な統一料金を設定し、平成 26 年 4 月の料金の統一に向けて、旧市町村の実情に併せて段階的に料金改定を行う。

①第 1 段階の料金改定

料金改定にあたっては、上下水道料金を一体とした改定を行うこととし、下水道計画の見直しや下水道の井戸メーター設置の時期に併せて、平成 23 年度に第 1 段階の料金改定を行う。

改定の基準は、

- 1) 料金体系を口径別基本料金及び従量料金に揃える。
- 2) 施設整備計画及び財政計画をもとに、料金検討委員会の答申を尊重し、適正な統一料金を決定する。
- 3) 料金の改定幅は、現行料金と統一料金との格差について旧市町村の実情に併せ調整し、第 1 回目の料金改定を行う。

②第 2 段階の料金改定

- 1) 前段の改定により、なお統一料金との格差がある場合は、平成 25 年度中までの間に段階的な料金改定を行い、平成 26 年 4 月 1 日から統一料金とする。

## 【下水道事業】

下水道料金の統一についての合併協定事項

1. 下水道料金については、合併協議において

- ①料金体系は、基本料金及び従量料金とする。
- ②料金は、現行のまま新市に移行し、維持管理が確保できる状況を指向し、6 年間で段階的に改定し、合併 7 年目（平成 26 年 4 月 1 日）に料金を統一する。
- ③料金改定は、旧市町村の実情に併せて行う。
- ④井戸メーターについては、6 年間の間に設置する。ことで合意しているところです。

2. 料金統一に向けての考え方

料金改定にあたっては、旧市町村の現行料金体系、設定金額（別添資料No.6 P3）が異なることから、水道料金と同様に、今後、整備計画と財政計画との整合性を図り、維持管理費が確保できる状況を指向し適正な統一料金を設定し、平成 26 年 4 月の料金の統一に向けて旧市町村の実情に併せて段階的に料金改定を行う。

①第1段階の料金改定

料金改定にあたっては、計画的な井戸メーター（旧朝日村）の設置(21年度予算に計上済)を行い、上下水道料金を一体とした改定を行うこととし、下水道計画の見直し時期に併せて、平成23年度に第1段階の料金改定を行う。

改定の基準は、

- 1) 料金体系を基本料金及び従量料金に揃える。
- 2) 施設整備計画及び財政計画をもとに、料金検討委員会の答申を尊重し、適正な統一料金を決定する。
- 3) 料金の改定幅は、現行料金と統一料金との格差について旧市町村の実情に併せ調整し、第1回目の料金改定を行う。
- 4) 井戸メーターの設置については、21～23年度の間に設置する。

②第2段階の料金改定

- 1) 前段の改定により、なお統一料金との格差がある場合は、平成25年度中までの間に段階的な料金改定を行い、平成26年4月1日から統一料金とする。